

いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせるように、介護♥予防いきいき大作戦として各種介護予防事業を実施しています。

一般介護予防事業

利用対象者

- すべての65歳以上（第1号被保険者）の方

サービス内容

(1) 介護予防普及啓発事業

健康講座・講演会の開催などによって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。

●いこい元気広場事業

川崎市内にお住まいの65歳以上で、川崎市住民基本台帳に登録されている方を対象に、市内すべてのいこいの家や、老人福祉センター等で、毎週1回、専門の指導員による転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに役立つミニ講座を実施しています。参加期間は6か月間です。

※ただし、医師から運動を禁止されている方や、要介護1～5の認定を受けている方は対象となりません。

- お問い合わせ 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 ☎200-2438

(2) 地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。

啓発イベント等の実施

介護予防の重要性について広く周知を図るため、DVD、CD等の配布による広報を行うとともに、従来の高齢者への介護予防と健康寿命の延伸のための取組の重要性を伝えるための啓発イベントを実施しています。

ふれあい活動支援事業

地域の町内会館や老人いこいの家等で、高齢者向けに、会食や配食、ミニデイサービスを行っている地域のボランティア団体等に対して、活動に関する経費の一部を助成しています。

- お問い合わせ (福)川崎市社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター ☎739-8718 FAX 739-8739

①介護支援サービス

要介護高齢者が在宅生活を継続するにあたり、必要とする介護保険外の支援サービスです。併せて介護する家族の負担の軽減を図ります。

紙おむつ給付事業

- 対象者…………… 65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要介護・要支援認定が要介護3～5の方
令和2年10月より、40～64歳で、在宅の要介護3～5の若年性認知症の方も対象となりました。
- 1回の給付限度額… 5,000円（月額）
ただし、生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、2,500円（月額）
- 利用料…………… 給付限度額内で利用した額の0%～20%（1か月あたり0円～1,000円）
- 給付内容…………… 紙おむつ類（※）、おむつカバー（※）、防水シート、使い捨て手袋、消臭剤、清拭剤、ドライシャンプーの介護用品（組み合わせを選択）
（※）紙おむつ類、おむつカバーについて、生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護制度、中国残留邦人等の支援給付制度の利用が可能なため、紙おむつ類、おむつカバーは給付対象外とします。

利用者世帯の階層区分	利用者負担率
生活保護法による被保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0%
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	5%
市町村民税本人非課税	10%
市町村民税本人課税	20%

※生活困窮者…川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）

寝具乾燥事業

在宅で生活する高齢者の家庭を寝具乾燥車が訪問し、寝具の乾燥又は丸洗いを行います。

- 回数……年間おおむね4回
- 対象者…65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要介護・要支援認定が要介護3～5の方

●利用料

利用者世帯の階層区分	利用者負担額（1回あたり）	
	寝具乾燥一式（寝具1組）	寝具丸洗い（寝具2枚）
生活保護法による被保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	286円	594円
その他の世帯	572円	1,188円

※生活困窮者…川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方

※利用料金は、毎年変更になる可能性があります。

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)

高齢者住宅改造費助成事業

身体機能の低下により介護・支援を必要とする高齢者が、住宅の改造を行うことにより、在宅で安全な生活が続けられるよう支援するとともに、介護者の身体的負担を軽減することを目的として、その改造費用の助成をします。※必ず事前にご相談下さい。

●対象者……………要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた65歳以上の方

●改造箇所……………浴室、手洗所、居室、玄関、食堂、廊下、階段など
（介護保険制度の住宅改修以外の必要最小限の工事）
※工事内容によっては助成対象外となる場合もあります。

●助成対象基準限度額…100万円（所得に応じて助成率が異なります。）

●助成額の算出方法……基本額（対象経費支払額と基準限度額を比較して少ない額）×助成率
※助成額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、助成率は申請時を基準とします。

利用者本人の階層区分	助成率
1 生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	100%
2 川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく確認証の交付を受けた者	95%
3 市町村民税非課税世帯（上記1・2を除く）	90%
4 市町村民税本人非課税（上記1・2・3を除く）	75%
5 市町村民税課税（合計所得金額200万円未満）	3分の2
6 市町村民税課税（合計所得金額200万円以上350万円未満）	50%
7 市町村民税課税（合計所得金額350万円以上）	0%

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)

養護老人緊急一時入所事業

在宅で援助を必要とする高齢者（原則として、介護保険制度において要介護・要支援の方を除く）が、緊急に一定期間の施設入所が必要となった時、特別養護老人ホームで、一時的に生活します。

- 対象者……市内に居住し、身体上又は精神上の障害があるため日常生活に支障がある65歳以上の高齢者で、施設に一時入所することが必要となった方等。
- 実施施設…特別養護老人ホーム 「しおん」「桜寿園」「しゃんぐりら」「夢見ヶ崎」「ひらまの里」「すみよし」「みやうち」「すえなが」「鷲ヶ峯」「多摩川の里」「太陽の園」「虹の里」「金井原苑」「あさおの丘」
- 利用料……1日当り（その他食費等がかかります。）

「生活保護世帯」	0円（送迎 0円）
「その他世帯」	
・従来型個室	約 1,730円（送迎 201円）
・多床室	約 1,414円（送迎 201円）
・ユニット型準個室	約 2,322円（送迎 201円）
・ユニット型個室	約 2,660円（送迎 201円）

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）
地域包括支援センター（9・10ページ）

高齢者等短期入所ベッド確保事業

在宅で援助を必要とする高齢者等が、介護者の緊急やむを得ない事情により、在宅生活が困難となる場合に、短期入所（10日以内）が利用できます。

- 対象者……市内に居住する原則として要介護・要支援認定者で、介護する者が急病、事故、その他の事情（葬祭等）により不在となる方など。または、老人福祉法に基づく措置対象の方、リ災等不測の事態により在宅生活が困難な方。
- 実施施設…特別養護老人ホーム
「桜寿園」「しゃんぐりら」「ひらまの里」「太陽の園」
介護老人保健施設
「ベルサンテ」「三田あすみの丘」
- 利用料……介護保険法に基づいて短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む）又は短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護も含む）費用の1割～3割を負担。その他食材料費等がかかります。
- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）
地域包括支援センター（9・10ページ）

あんしん見守り一時入院事業

医学的管理が必要な医療依存度の高い在宅で療養中の方が、在宅での療養が困難となった時、医療機関への入院治療により、在宅療養を継続支援するための制度です。

- 対象者……市内に居住する要介護認定を受けている方又は、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている方等で、高度な医療的ケア（人工呼吸器常時管理、頻回吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等）を必要とする方。
- 利用料……登録及び利用の際の「診療情報提供書」作成費用、社会保険各法の定めによる一部負担金等。
- お問い合わせ 川崎市総合リハビリテーション推進センター ☎223-6953

②ひとり暮らし支援サービス

家族介護を期待できないひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、安心して在宅生活を継続できるよう支援するものです。

なお、利用する事業によって、地域包括支援センター職員の訪問等が必要になる場合があります。

緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等に、発作が起きたとき等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスです。「携帯型緊急通報システム」、「自宅設置型緊急通報システム」の2種類ありますが、両者の併用はできません。

携帯型緊急通報システム

携帯型端末を使用し、自宅内に加え、携帯することにより外出時の緊急時対応も行います。**携帯型緊急通報システムは平成28(2016)年10月からサービスが開始されました。既に自宅設置型を利用されている方も移行できます。**

- 対象者・・・(1) 次の①～③の要件をすべて満たす在宅高齢者等
 - ① 65 歳以上 ② 心臓疾患等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方
 - ③ ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の方
- (2) 75 歳以上のひとり暮らしの方
- (3) 認知症による行方不明のため生命に危険の可能性があり、次の①又は②の要件を満たす方
 - ① 65 歳以上
 - ② 若年性認知症で介護保険の要介護・要支援認定が要介護1～5の方
- サービス内容
 - (1) 24 時間 365 日体制で緊急時の対応を行います。
 - (2) 各事業者の健康相談が受けられます。
- 利用料

利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)
生活保護法による被保護世帯・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	115 円
市町村民税非課税世帯	230 円
市町村民税本人非課税	575 円
市町村民税本人課税	2,070 円

※生活困窮者・・・川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8 ページ）
地域包括支援センター（9・10 ページ）

自宅設置型緊急通報システム

緊急ペンダントを使用し、自宅内での緊急時対応を行います。

- 対象者・・・(1) 次の①～③の要件をすべて満たす在宅高齢者
 - ① 65 歳以上 ② 心臓疾患等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方
 - ③ ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の方
- (2) 75 歳以上のひとり暮らしの方で、希望される方は、基本サービス（緊急ペンダントのみ）をご利用いただけます。

●サービス内容

- (1) 基本サービス：緊急ペンダントを使い、24 時間 365 日体制で緊急時の対応を行います。
 (2) 付加サービス：火災センサー・ガスセンサー・生活リズムセンサー（ご希望により選択できます）

●利用料

利用者世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
	緊急ペンダントのみ利用料	付加サービス付き利用料
生活保護法による被保護世帯・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	210 円	255 円
市町村民税非課税世帯	420 円	510 円
市町村民税本人非課税	1,020 円	1,270 円
市町村民税本人課税	3,670 円	4,580 円

※生活困窮者・・・川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8 ページ）
 地域包括支援センター（9・10 ページ）

日常生活用具給付事業

ひとり暮らし等の高齢者に、自動消火器及び電磁調理器を給付します。

- 利用料・・・それぞれの用具の基準額を上限として、所得に応じて利用者負担率が異なります。

種 目	高 齢 者 の 対 象 者	基 準 額
自動消火器	寝たきりの高齢者又はひとり暮らしの高齢者で、その世帯に属する世帯全員が市町村民税非課税である方	36,800 円以内
電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等で、その世帯に属する世帯全員が市町村民税非課税である方	33,000 円以内

※自動消火器については、現在供給可能な事業者がいいため、給付を停止しています。

●利用者負担率

	利用者世帯の階層区分	利用者負担率
費用負担	生活保護法による被保護世帯・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0%
	市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	5%
	市町村民税非課税世帯	10%

※生活困窮者・・・川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づき、減額対象確認証を交付された方

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8 ページ）

③生活支援サービス

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して生活支援サービスを実施します。

高齢者外出支援サービス事業

身体機能の低下により一般交通機関の利用が困難な方々を車いす用リフト付のワンボックスカー(おでかけ Go!)にて安全に送迎を行います。

- 対象者……………次の要件をすべて満たす方
 - (1) 市内にお住まいの65歳以上の方(在宅で生活している方)
 - (2) 介護保険の要介護・要支援認定が要介護3～5の方で身体機能の低下により、他の交通手段の利用が困難な方
 - (3) 利用時にご家族や介護者が同乗し、介助できる方
- 利用できる目的……………医療機関への受診・入退院、福祉施設(送迎付の施設を除く)への入退所、官公庁への手続、冠婚葬祭など
- 外出先の範囲……………原則として市内です。ただし、居住地から市外の隣接市区(概ね30分以内まで)については、御相談ください。
- 利用できる曜日・時間…日曜・祝日を除く日の午前8時～午後5時30分時までの間で4時間以内の利用が可能です。
- 利用できる回数……………月2回までの利用が可能です。
- 利用料……………1時間あたり400円
※利用するには、地域包括支援センター又は介護支援専門員を通じて事前登録が必要となります。
- お問い合わせ 高齢者在宅サービス課 ☎200-2680

訪問理美容サービス事業

要介護高齢者の家庭を、理容師・美容師が訪問し、理容・美容サービスを行います。

- 対象者…次の要件をすべて満たす方
 - (1) 65歳以上
 - (2) 介護保険の要介護・要支援認定が要介護3～5の方
 - (3) 在宅で生活している方
 - (4) 理美容院に行けない方
- 内容……理容サービス…調髪・顔そり・洗髪
美容サービス…カット・シャンプー(ドライシャンプー)・ブロー
健康上、身体的状況等の理由により、一部実施できないこともあります。
- 回数……年間最大6回まで
- 利用料…1回2,000円
- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)

ふれあい収集

- ・自分でごみを持ち出すことができない高齢者(65歳以上)や障がい者で、同居人や身近な人の協力も困難な場合を対象とした制度です。収集日に職員が自宅前などから資源物やごみを収集します。
- ・ご利用にあたっては、事前調査が必要です。また、ご本人や同居者、身近な人の状況によっては、サービスをご利用いただけない場合もあります。まずは、地域を所管する生活環境事業所へお問い合わせください。

●お問い合わせ

区	町名	管轄の事業所
川崎区	全域	川崎生活環境事業所 ☎ 266-5747
幸 区・中原区	全域	中原生活環境事業所 ☎ 411-9220
高津区・宮前区	全域	宮前生活環境事業所 ☎ 866-9131
多摩区・麻生区	全域	多摩生活環境事業所 ☎ 933-4111

家具転倒防止金具の取り付け事業

震災発生時に起こりうる家具の転倒事故を防止するため、家具への転倒防止金具の取り付けを無料で行います。

- 対象者…高齢者や障害のある方(各種障害者手帳をお持ちの方)で、ひとり暮らしの方等
- 内容……寝室等のくつろげる部屋(1室)で転倒のおそれのある家具(3台まで)へ金具を取り付けます。(家具や住宅の構造で取り付けができない場合もあります。)
- 申込受付…電話等によるお申込み (サンキューコールかわさき 200-3939)
- 取付費用…無料
- お問い合わせ 健康福祉局地域包括ケア推進室 ☎200-2926

木造建築物耐震対策事業

耐震性が低い可能性がある旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して、無料の診断士派遣や助成金等の支援制度をご利用いただけます。下記の制度については、併用可能です。

- 対象建築物…昭和56年5月31日以前に建てられた、木造2階建て以下の住宅（一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（店舗等の用途を兼ねるものを含む））で木造在来工法のもの。

木造住宅耐震診断士派遣制度

上記の対象建築物について、建築士の資格を持つ耐震診断士を派遣し、住宅が大地震に耐えられるかどうかを調べます。調査後、診断結果と耐震改修にかかる概算費用を報告書にまとめ、その内容について診断士がご説明いたします。

- 利用者負担…なし（無料）

木造住宅耐震改修助成制度

上記の対象建築物について耐震改修工事を行う費用の一部を助成します。

- 助成額

	一般世帯（右記以外の世帯）		市民税が非課税である世帯	
	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
耐震改修計画	4/5	150,000円	4/5	150,000円
補強工事	4/5	850,000円	4/5	1,350,000円
計		1,000,000円		1,500,000円

- お問い合わせ まちづくり局防災まちづくり推進課 ☎200-3017

災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方々の、災害時における避難を地域で支援する制度です。名簿登録の申し込みをしていただき、登録後、区役所から地域の支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など）に名簿を提供します。支援組織の支援者がご自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難支援方法及び必要な支援等について確認をします。

- 対象者…災害時に自力での避難が困難な、在宅で生活する高齢者や障害のある方で、支援組織への個人情報の提供に同意する方
- 利用料…無料
- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)
健康福祉局総務部危機管理担当 ☎200-0784
危機管理本部危機対策部 ☎200-1432

災害時緊急連絡カード

災害時をはじめとした緊急時に自分の安全を守るために、92・93ページの「災害時緊急連絡カード」の作成をお勧めします。必要事項を記入し、身に付ける、家の分かりやすい場所に置く、又は、家族や親しい近所の方にあらかじめ渡すなどをおきましょう。緊急時の救護活動や治療のための重要な情報となるほか、万が一の時の安否確認にも役立ちます。

カードは区役所・地区健康福祉ステーションの窓口にも設置していますが、下記サイトからもダウンロードが出来ます。

<https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/292-1-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

（川崎市のホームページ⇒防災・防犯・安全⇒防災⇒日頃の備え⇒災害時緊急連絡カード』のご案内）

- お問い合わせ 健康福祉局総務部危機管理担当 ☎200-0784

歯科診療

一般の歯科診療機関で診察を受けることが困難な、認知症等の在宅寝たきりの高齢者の方に、診療を行っています。

- 利用料…健康保険の自己負担と同じです。
- お問い合わせ 川崎市歯科医師会 ☎0120-390-418

上下水道基本料金の減免

使用者又は家族が、介護保険の要介護・要支援認定において要介護4・5と認定された65歳以上の在宅の高齢者である場合、基本料の減免を行っています。

- お問い合わせ 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当(8ページ)

民間等配食事業者の紹介

高齢の方向けの配食サービスは、民間サービスが充実し、内容や価格をはじめ、ご自身の希望に沿ったものをお選びいただくことができます。配食時の安否確認サービスや栄養管理食を扱っている事業者もあります。市のホームページで、「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」（厚生労働省）の内容を満たした民間等配食事業者を紹介しています。<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022583.html>